⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年２月28日まで。
⑹　使用する主要な資機材
　コンクリート　3,900㎥、鉄筋　260ｔ、アスファルト　3,800ｔ
⑺から⑿までは、第１号１⑺から⑿までに同じ。
２　競争参加資格
⑴は、第１号２⑴ⓐに同じ。
⑵　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記ｱから㋓までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
　ｱ　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。
　ｲ　基礎形式が既成杭形式（鋼管ソイルセメント杭は除く。）の鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）工事。
　ｳ　掘削（又は切土）の土量が、10,000㎥以上の道路工事。
　ｴ　上記ｱ及びｲは同一工事の施工実績を有し、ｳは同一工事でなくてもよいが、すべての施工実績を有すること。

　なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記ｵから㋖までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
　ｵ　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。
　ｶ　基礎形式が既成杭形式（鋼管ソイルセメント杭は除く。）の鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）工事。
　㋖　上記ｵ及びｶは同一工事の施工実績を有すること。
　同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。
ⓐは、第１号２⑵ⓐに同じ。
ⓑ　平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記⑸ｵから㋖までの要件をすべて満たす工事の経験（以下「工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
　工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ⓒは、第１号２⑵ⓓに同じ。
ⓓ　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

　なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記ⓐからⓓまでの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。
　また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。
⑺　本工事に経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。
⑻から⑿までは、第１号２⑴ⓘから�₥までに同じ。
３　総合評価に関する事項
⑴　入札に関する事項
ⓐ　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。
　ｱ　鉄筋コンクリート橋台の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果
ⓑ及びⓒは、第１号３⑴ⓑ及びⓒに同じ。
⑵　提案について
ⓐ　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「鉄筋コンクリート橋台の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果」についての評価の配点は30とし、指定テーマの得点（素点）を技術評価点とする。
ⓑは、第１号３⑵ⓑに同じ。
⑶及び⑷は、第１号３⑶及び⑷に同じ。
４　入札手続等
⑴　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課　村上　智紀　電話06―6942―1141㈹
⑵　入札説明書等の交付期間及び交付方法　入札説明書等を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。交付期間は、平成24年３月30日から平成24年７月11日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前９時00分から午後５時00分まで。
　ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記ⓑに持参することにより、電子データにて交付するので、下記ⓑにあらかじめ申し出ること。
ⓐ　交付期間：平成24年３月30日から平成24年７月11日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後５時00分まで。
ⓑは、第１号４⑵ⓑに同じ。
ⓒ　交付申込期限：平成24年７月11日正午まで。
⑶は、第１号４⑶に同じ。
⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出先及び提出方法　平成24年６月18日から平成24年７月11日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後４時30分まで（最終日は「入札書」受付締切時刻である正午まで。）。
　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課　電話06―6942―1141㈹　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑸　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
ⓐ　電子入札システムによる入札の締切は、平成24年７月11日正午。
ⓑ　書面により持参する場合は、平成24年７月11日正午までに近畿地方整備局総務部契約課に提出すること。
ⓒ　郵送による入札書の受領期限は、平成24年７月11日正午（郵送による入札書の提出場所は、近畿地方整備局総務部契約課）。
ⓓ　開札は、平成24年７月13日午後２時30分　近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。